



出会い・結婚を望む男女の

イベント

を企画・開催しませんか？

宇和島市婚活支援事業補助金をご利用ください

補助対象事業

男女の健全な出会いの機会を提供する事業、結婚への取り組みを支援する事業

(次のいずれにも該当すること)

- ・20歳以上の独身の男女を対象とすること
- ・市内外から男女参加者を広く募集し、参加者がおおむね10人以上であり、参加者の概ね半分以上が市内に在住または勤務する者であること

ただし、市長が認めた場合は、男女いずれかの募集とすることができる

- ・参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
ただし、参加者の飲食費に関しては、半額以上を参加費として徴収すること。
- ・補助金交付決定時において事業に着手していないこと
- ・その他市長が必要と認める事項

補助対象者

男女の健全な出会いの機会を提供する事業、結婚への取り組みを支援する事業を実施する市内の団体

(次のいずれにも該当しないこと)

- ・宗教活動または政治活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体
- ・営利を目的として結婚相手紹介事業を営む団体
- ・その他市長が適当でないと認める団体

補助金額等

- ・補助金額は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象経費から参加費その他収入額を控除した額とし、1事業につき20万円を限度とする。
- ・男性または女性のみを募集して実施する場合は、上記補助金額及び限度額ともに2分の1とする。
- ・同一補助対象者に対する補助は、同一年度において2回を限度とする。

補助対象経費

謝金	講師等への謝礼等(講師の交通費及び弁当代含む)
食糧費	事業の目的達成のため必要な食糧費に限る。ただし、補助事業者の飲食にかかる費用は除く。
消耗品費	補助事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料の印刷費等
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
広告宣伝費	新聞等による宣伝料
手数料	振込手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	事業を委託して実施する場合に必要な委託経費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

手続き等

1 交付申請

書類を提出していただきます。

- ①交付申請書(様式指定)
- ②団体概要説明書(様式指定)
- ③事業計画書(様式指定)
- ④収支予算書(様式指定)
- ⑤その他必要書類

2 交付決定および通知

審査の結果、適当と認めた場合は、交付決定通知書を送付します。

※必要に応じ、条件を付すことがあります。

※不相当と判断した場合は、理由を付して通知します。

3 実績報告

事業を完了したときは、30日以内に報告をしていただきます。

- ①実績報告書(様式指定)
- ②収支決算書(様式指定)
- ③要した費用の領収書の写し
- ④実施時の記録写真
- ⑤その他必要書類

※経費の内容に変更があった場合や、中止する場合は速やかに変更承認を受けてください。

4 補助金額の確定

実績報告の審査により、成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、額確定通知書を送付します。

5 交付請求

請求書を提出し、交付を受けてください。

※事業の実施上、概算払が必要な場合はお申し出ください。

【交付決定の取消し等】

- ・不相当と認める事由が生じたときは取消または返還を求める場合がございます。
- ・事業の完了後も、個人情報などを適正に管理し、参加者からの苦情等に対し誠意をもって解決に努める必要があります。
- ・参加した男女が結婚に至ったことを知った場合は、報告をお願いします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。



保健福祉部こども家庭課



宇和島市曙町1番地 市役所1階23番窓口

0895-49-7017



kodomoka@city.uwajima.lg.jp